

加古川市上下水道局指名停止基準

平成13年4月23日
水道局訓令第6号

(準用)

第1条 加古川市上下水道局（以下「局」という。）の指名停止措置に関わる基準については、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号。以下「基準」という。）を準用する。この場合において、基準別表第1の11中「加古川市工事成績評定実施要綱」を「加古川市上下水道局工事成績評定実施要領」に読替えるものとする。

(準用の例外)

第2条 基準第1条第1項、第2条、第3条における指名停止措置及び指名停止解除措置については、市長が行ったものを上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行ったものとみなす。

2 基準第5条第1項における通知については、市長が行ったものに管理者が同様の措置を行ったことを明記した場合、管理者が行ったものとみなす。

(市長の事務部局への通報)

第3条 局発注の工事等で、入札参加者が基準別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、契約担当者は市長の事務部局の契約担当者に対し、速やかに通報しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成13年4月23日から施行する。

(加古川市水道局指名停止基準に関する要領の廃止)

2 加古川市水道局指名停止基準に関する要領（平成6年水道局訓令第9号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月31日水道局訓令第9号）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日水道局訓令第6号）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日水道局訓令第8号）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日水道局訓令第5号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日加古川市上下水道局訓令第15号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。